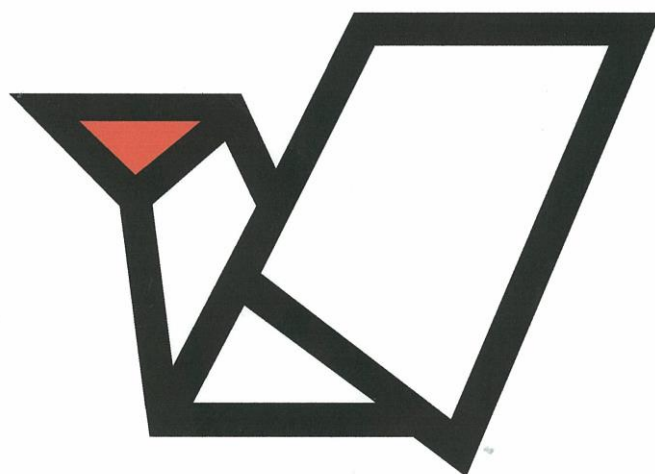


令和5年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会



令和5年3月28日

令和5年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録

令和5年3月28日（火曜日）

（目次）

議事日程・場所	1
付議事件	2
出席議員の氏名	2
説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	3
開会	4
広域連合長挨拶	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	
・例月出納検査（令和4年5月分から令和4年11月分まで）の結果について	5
・令和3年度下半期及び令和4年度上半期分財務監査結果報告について	5
一般質問	
・白井正子議員	6
・上地広域連合長	7
議案上程	
議員提出議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例について	
提案理由説明	
・寺田弘子議員	8
反対討論	
・白井正子議員	8
採決	8
議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例について	
議案第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例について	
議案第3号 神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について	
提案理由説明	
・谷口事務局長	9
反対討論（議案第1号）	
・白井正子議員	10
採決（議案第1号）	10
採決（議案第2号）	10
採決（議案第3号）	10
議案第4号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例について	
提案理由説明	
・谷口事務局長	10
採決	11
議案第5号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	
提案理由説明	
・谷口事務局長	11

採決	11
議案第6号 令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号） について	
議案第7号 令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正 予算（第1号）について	
提案理由説明	
・谷口事務局長	12
採決（議案第6号）	12
採決（議案第7号）	12
議案第8号 令和5年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	
議案第9号 令和5年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 について	
提案理由説明	
・谷口事務局長	13
議案関連質疑（議案第9号）	
・白井正子議員	13
・上地広域連合長	14
反対討論（議案第8号）	
・白井正子議員	15
採決（議案第8号）	15
採決（議案第9号）	15
議案第10号 訴えの提起について	
提案理由説明	
・谷口事務局長	15
採決	16
選挙第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙に ついて	
採決	16
同意第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めること について	
提案理由説明	
・谷口事務局長	17
採決	17
陳情第1号 2割負担に引き上げられた後期高齢者医療費の窓口負担を直ちに1割負担 に戻すことを求める意見書提出の陳情	
議会運営委員会へ付託	17
休憩	17
再開	17
委員長報告（陳情第1号）	17
賛成討論	
・白井正子議員	18
採決	18
閉会中継続審査	18
議決事件の字句及び数字等の整理	18
広域連合長閉会挨拶	19
閉会	19
議決結果	20

會議録署名	20
(資料)	

- ・議案書
- ・議案説明資料
- ・議場配付資料①
- ・議場配付資料②

○議事日程・場所

令和5年3月28日 午後2時30分 開会

於：かながわ労働プラザ 3階多目的ホール

- 日程第 1 . 広域連合長挨拶
- 日程第 2 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 . 会期の決定
- 日程第 4 . 諸般の報告
- 日程第 5 . 一般質問
- 日程第 6 . 議員提出議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例について
- 日程第 7 . 議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例について
- 日程第 8 . 議案第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例について
- 日程第 9 . 議案第3号 神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 . 議案第4号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例について
- 日程第 11 . 議案第5号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 . 議案第6号 令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第 13 . 議案第7号 令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 14 . 議案第8号 令和5年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 日程第 15 . 議案第9号 令和5年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 16 . 議案第10号 訴えの提起について
- 日程第 17 . 選挙第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 18 . 同意第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 19 . 陳情第1号 2割負担に引き上げられた後期高齢者医療費の窓口負担を直ちに1割負担に戻すことを求める意見書提出の陳情
- 日程第 20 . (追加) 閉会中継続審査

○付議事件

- 議員提出議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例について
議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例について
議案第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例について
議案第3号 神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について
議案第4号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例について
議案第5号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
議案第6号 令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について
議案第7号 令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
議案第8号 令和5年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
議案第9号 令和5年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
議案第10号 訴えの提起について
選挙第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
同意第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて
陳情第1号 2割負担に引き上げられた後期高齢者医療費の窓口負担を直ちに1割負担に戻すことを求める意見書提出の陳情

○出席議員（18人）

1番	磯部 圭太	10番	鈴木 朋子
2番	伏見 幸枝	11番	関沢 敏行
3番	梶尾 明	12番	寺田 弘子
4番	花上 喜代志	13番	納所 輝次
5番	尾崎 太	14番	有賀 正義
6番	行田 朝仁	15番	佐藤 貴子
7番	白井 正子	18番	中村 一夫
8番	末永 直	19番	吉田 敏郎
9番	河野 ゆかり	20番	山本 俊明

○説明のため出席した者

広域連合長	上地 克明
副広域連合長	湯川 裕司
副広域連合長	松尾 崇
事務局長	谷口 千尋
企画課長	海老塚 孝之
保健事業担当課長	前村 里美

資格保険料課長
給付課長

今井 ゆき
増島 儀行

○職務のため出席した者

書記長
書記
書記
書記
書記

光山 秀秋
後藤 伸一
大貫 瞳
岡本 良
佐藤 千鶴

【開会の挨拶】

○議長（河野 ゆかり君）

皆さま、こんにちは。議長の河野でございます。

本日の会の進行につきまして、円滑に進めていけるよう努めてまいりますので、皆さまの御協力を賜りますようお願い申し上げます。それでは、着席して進行させていただきます。

ただいまの出席議員は 18 名で定足数に達しております。

ただいまから、令和 5 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日は、議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めていますので、御報告いたします。

お手元に配付いたしました、議場配付資料①の 1 ページの議事日程表により、順次御審議いただきますので御了承願います。

【諸報告】

○議長（河野 ゆかり君）

会議に先立ちまして、私から諸報告をさせていただきます。議会閉会中に、区分 7 選出の井上武議員が厚木市長選挙に立候補したため、公職選挙法第 90 条の規定により、同市議会議員の職は自動失職となり、広域連合議員の身分も併せて喪失いたしましたことを、御報告いたします。

なお、井上武議員の失職により、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会に委員 1 名の欠員が生じたので、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会条例第 5 条の規定に基づき、議長指名により、中村一夫議員を神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員に選任いたしましたことを御報告いたします。

【広域連合長挨拶】

○議長（河野 ゆかり君）

それでは、日程第 1、広域連合長挨拶を行います。広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。

上地広域連合長。

○広域連合長（上地 克明君）

広域連合長の上地でございます。本定例会の開会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。まずは本日、議員の皆さま方におかれましては、年度末の大変お忙しい中、当広域連合議会定例会への御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。ぜひ本日は、それぞれの自治体で培われた、皆さまの知見をお借りしながら、実りある定例会としたいと考えておりますので、よろしく御願ひ申し上げます。

さて、新型コロナウイルスへの対応については、皆さま、御承知の通り、感染症法上の位置付けが 5 月 8 日に 5 類に移行いたします。そして、移行となる前の今月 13 日から、マスクの着用については、個人の判断が基本となり、我々はだんだんと、いつもの日常を取り戻しつつあります。先日も、日本中が大変盛り上がった WBC や、春の選抜高校野球をはじめとしたスポーツ観戦、学校での卒業式、お花見や地域の祭りなど、様々な場面で人と人が顔を合わせてともに楽しむイベントも増え、以前のようなコミュニケーションがとれるようになってきました。このように、人

と人が直接会い、互いに寄り添い、喜びや悲しみを共有し、コミュニケーションを取ること、これは、すべからく、高齢者の方にとっても、とても大切なことであります。

一方で、感染症の重症化リスクについても、憂慮しなければならないことであり、当広域連合としましても、医療システムを支える保険者として、引き続き、被保険者の健康の維持、増進にも、努めてまいります。昨年の10月からは、一定以上の所得がある方の医療費の窓口負担が1割から2割に変更となりました。さらに、国においては、負担能力のある後期高齢者の保険料の引き上げなどを盛り込んだ全世代型社会保障構築法案を閣議決定し、今国会での成立を目指しております。これらの国の動きも注視しながら、被保険者の皆さまが、日々の暮らしを安心して送っていただけるよう、引き続き、後期高齢者医療制度の健全かつ安定的な運営に、努めてまいりたいと存じます。

本日の議会定例会では、個人情報保護に係る条例議案や、令和5年度の予算案などを上程しております。皆さまには、よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます、私からの御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

【会議録署名議員の指名】

○議長（河野 ゆかり君）

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、8番、末永直議員、及び14番、有賀正義議員を、私から指名いたします。

【会期の決定】

○議長（河野 ゆかり君）

次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

【諸般の報告】

○議長（河野 ゆかり君）

次に、日程第4、諸般の報告を行います。

議場配付資料①の5ページから12ページの例月出納検査の結果についてのとおり、令和4年5月分から令和4年11月分までの例月出納検査が実施され、また、同資料13ページから15ページの財務監査の結果についてのとおり、令和3年10月分から令和4年9月分までの財務監査が実施され、それらの結果について、監査委員から議長あて報告がありましたので、私から御報告申し上げます。

【一般質問】

○議長（河野 ゆかり君）

次に、日程第5、一般質問を行います。一般質問は、議場配付資料①の17ページにあります、一般質問発言通告表のとおり、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

白井正子議員の、発言を許可します。

白井正子議員。

○ 7番議員（白井 正子君）

私は、横浜市会選出、日本共産党の白井正子です。

今年1月の全国消費者物価指数は、生鮮を除く総合で前年同月比4.2パーセントと高い上昇が続き、ガス、電気、食品をはじめ生活に欠くことのできない品目の値上がりが特に深刻です。ある新聞社の試算によれば、家計の負担増は、2人以上の世帯で年間14万3千円に上り、国民の暮らしを守る対策は一刻の猶予もありません。そのキーワードは物価上昇分を上回る賃上げで、後期高齢者にとっては年金の引き上げです。ところが、厚生労働省は2023年度の公的年金支給額を発表しましたが、伸びは物価上昇率にとっても追いつかず、実質マイナス。高齢者の命綱である年金を実質的に減らすなど到底許されません。物価全体を引き下げる特効薬は消費税減税ですが、世界で91か国が実施・予定しているのに政府は実施しようとしません。何らかの対応を実施する必要があると思いますが、高齢者の置かれた暮らしの実情についてどのような認識をお持ちか伺います。

後期高齢者にとって、昨年10月に強行実施された医療費の窓口負担2倍化は深刻な影響を与えています。医療機関のアンケートによると、神奈川県民医連の75歳以上医療費の2割化実施後アンケートでは、医療費の負担感について、10月以前と比較して、とても重いのが15.3パーセントから24.1パーセントに8.8ポイント増。重いのが40.7パーセントから54.4パーセントに13.7ポイント上昇。また、神奈川県保険医協会の待合室アンケートでは、75歳以上で2割負担になった方の17パーセントが経済的理由で受診を控えると回答しています。2割になった方のコメントでは医療費を払うたびに2倍化の大変さを思います。元に戻してほしい、人殺しの道具にばかり金を使わず、国民の生命を守ってください、80歳過ぎたら医療費を無料にしてもらいたい、などと率直な意見が出されています。こうした、窓口負担2割化・2倍化への影響について、独自の軽減策をつくる必要があると思いますが、連合長はどのように把握しているのか、どのような所感をお持ちですか、伺います。

出産育児一時金は、現行42万円で、2019年度の実績は91万件、3,827億円です。2023年度から50万円に引き上げますが、その費用の一部を新たに後期高齢者医療制度に負担させる計画です。23年度に限り、国費76億円を計上し、保険者の財政状況に応じて財政支援を行うとしています。子育てを全世代が支えると言いつつ、国の予算を後期高齢者に移し替えているだけで、高齢者にさらに追い打ちをかけるもので、世代間の分断をあおるやり方はやめ、大企業・富裕層優遇の是正、大軍拡予算の見直しにより財源を確保すべきです。計画の撤回と出産育児一時金の国庫負担継続を国に求めるべきと考えますが、連合長の決意を伺います。

後期高齢者にとって見過ごすことのできない問題は、介護保険制度の改悪による負担増と給付減の動向です。介護保険は3年毎に介護報酬・保険料などが見直され、2024年度から第9期の事業計画期間に入ります。自公政権は、その第9期に向け、利用料の原則2割化または2割・3割負担の対象拡大、要介護1・2の訪問・通院介護の総合事業への移行、ケアプランの有料化等々を課題に上げ、厚労省の社会保障審議会介護保険部会で22年末まで検討を進めていました。ところが、介護保険導入時に推進役を務めた上野千鶴子氏、樋口恵子氏ら有識者が、政府の検討案は史上最悪の介護保険改定であるとし、断固反対の声をあげ全国に呼びかけました。認知症の人と家族の会などの運動団体、ホームヘルパーやケアマネジャーの団体なども賛同・合流、中央社保協や民医連も大々的に運動を展開するなか、党派や立場を超えた取組が急速に広がり、厚労省は、2割負担の対象拡大、老健・介護療養病床の多床室の室料負担など、利用料引上げについ

て、統一地方選後の 2023 年夏までに結論を得るとする一方、それ以外の検討案については、2027 年度からの第 10 期の課題とし、事実上、先送りにせざるを得ませんでした。こうした中で、後期高齢者にとっても重大な影響を与える介護保険制度について、制度のさらなる改悪、負担増と給付減を許さず、必要なサービスが保障される制度に向けて、連合長として国に要望すべきと思いますが、その決意を伺います。

後期高齢者医療制度は、高齢者を別枠の医療保険に囲い込み、高い負担と安上がりの差別医療を押し付け、高齢者人口と医療費の増大により、高齢者は負担増か受診抑制かの選択を迫られる過酷な制度です。高齢者の保険料負担率は、制度開始時 10 パーセントとし、残りを現役世代からの支援金と公費で賄う形でしたが、人口減少に伴う現役世代の負担増加分を高齢者と折半する仕組みによって、75 歳以上の人の保険料が占める財政負担率は現在、11.72 パーセントに増加です。保険料は年々引き上げられてきました。厚労省はこれまで国庫負担割合を減らしてきたことには触れず、現行制度で現役世代の負担の伸びが大きいと世代間の対立をあおる指摘に終始。こうした問題だらけの後期高齢者医療制度をやめ、老人保健制度に戻すよう、国に申し入れるべきと思いますが、いかがでしょうか。伺います。

○議長（河野 ゆかり君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

上地広域連合長。

○広域連合長（上地 克明君）

まず、後期高齢者のおかれた暮らしの状況への認識について、回答いたします。後期高齢者医療制度において、令和 4 年 10 月からの 2 割負担導入は、後期高齢者の方々の生活に支障がないよう、負担能力に応じた制度の見直しが行われたものと承知しております。また、急激な負担の増加を緩和するため、配慮措置も導入されております。

次に、2 割負担実施後の被保険者への影響について、回答いたします。窓口負担割合の見直しが受診に与える影響を把握することは、法改正時の附帯決議で示されているところであり、国において適切な措置が講じられるものと承知しております。また、当広域連合では、一人当たり医療費について制度改正前後で比較しますと、10 月、11 月診療分ともに 9 月診療分より増加しております。引き続き、配慮措置を確実に実施することにより、被保険者の方々が安心して必要な医療を受けられるよう取り組んでまいります。

次に、出産育児一時金の引き上げ財源を後期高齢者医療保険料から拠出することについて、回答いたします。全世代型社会保障の構築に向けて、子育てを社会全体で支援する観点から、出産育児一時金の増額と、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが、導入されるものと承知しております。出産や育児に係る支援や費用負担については、国において議論されているところでもあり、今後も後期高齢者医療制度への影響等について、注視してまいります。

次に、介護保険制度の後期高齢者への負担増・給付減に係る政府の計画について、回答いたします。後期高齢者医療制度を所管する広域連合長として、介護保険制度に対して要望を行う立場にありませんが、介護保険制度においても給付と負担のバランスを図りつつ、制度の持続可能性を高めていくことを重要な課題として、検討が進められていると認識しております。今後も、後期高齢者医療はもとより、社会保障制度全体について国の動向を注視してまいります。

次に、後期高齢者医療制度をやめ、老人保健制度に戻すことについて、回答いたします。後期高齢者医療制度は、現役世代と高齢者の費用の負担割合を明確化するなど、老人保健制度の問題

点の解決を図り、高齢者医療を社会全体で支えるという観点に立って設けられた制度であり、今後も維持すべきであると考えております。

○議長（河野 ゆかり君）

よろしいでしょうか。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例について】

○議長（河野 ゆかり君）

次に、日程第6、議員提出議案第1号、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例についてを議題といたします。本件は議会運営委員8名による提出議案であります。

寺田弘子議員に説明を求めます。

寺田弘子議員。

○12番議員（寺田 弘子君）

議会運営委員会委員長の寺田でございます。ただいま議題となっております、議員提出議案第1号、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例について、提案説明を申し上げます。議案説明資料の1ページ、資料1を御覧ください。

1、条例制定の理由ですが、個人情報保護法の一部改正に伴い、個人情報の取扱いは全国的な共通ルールが適用され、地方公共団体の執行機関には今回の法律改正による新たな個人情報保護法の規定が直接適用されることとなります。一方、地方議会は、国会と同様、改正法の適用対象外とされており、議会における個人情報の取扱いは、法形式や規律の内容も含め、その自律的な対応に委ねることとされているため、議員提案により、条例を制定するものです。2、条例の主な内容ですが、（1）議会が保有する個人情報の取扱いについて、必要な事項を定めること、（2）議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求することができることについて、定めること、でございます。3、条例の施行日ですが、令和5年4月1日です。

なお、別冊の議案書の1ページから25ページに、条例案等を掲載しておりますので、併せて御覧ください。説明は以上でございます。

○議長（河野 ゆかり君）

議員提出議案第1号について、質疑の通告はありませんでしたので、これより討論に入ります。白井正子議員から、討論の通告がありましたので、発言を許可します。

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

横浜の白井正子です。2021年5月制定のデジタル関連法の適用対象外とされた、議会における個人情報の取扱いを規定する条例制定です。議会として個人情報保護の条例を定めることについては、おおいに賛成の立場ですが、次の理由から、本条例案には賛成できません。

匿名加工情報の提供制度は、議会での運用が想定されていないため、規定されていないと聞いていますが、第16条に匿名加工情報の取扱いに係る義務規定があり、第15条の仮名加工情報の取扱いに係る義務の規定にある第三者提供禁止の記述が16条にはなく、第三者提供が認められること自体に疑問があります。個人情報保護のためには匿名加工情報の第三者提供禁止を明記することが必要です。

○議長（河野 ゆかり君）

以上ですので、討論を終結します。これより採決に入ります。

お諮りいたします。議員提出議案第1号について、賛成の皆さまの起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例について、神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例について、神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について】

○議長 (河野 ゆかり君)

次に、日程第7、議案第1号、神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例について、日程第8、議案第2号、神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例について及び日程第9、議案第3号、神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について、の3件を一括して議題といたします。

事務局に説明を求めます。

谷口事務局長。

○事務局長 (谷口 千尋君)

議案第1号から第3号について、一括して御説明申し上げます。まず、議案第1号ですが、議案説明資料の3ページ、資料2の個人情報保護条例についてを御覧ください。1、条例制定の理由ですが、個人情報保護法の一部改正に伴い、個人情報の取扱いは全国的な共通ルールが適用されることとなったため、条例の全部を改正します。2、条例の主な内容ですが、(1)個人情報登録簿を作成・公表すること、(2)開示請求の手数料を無料とし、作成及び送付に要する費用を開示請求者の負担とすること、(3)審査会への諮問について、(4)死者に関する情報について個人情報に準じて取り扱うこと、でございます。3、条例の施行日ですが、令和5年4月1日を予定しております。

続きまして、議案第2号ですが、議案説明資料の5ページ、資料3の情報公開・個人情報保護審査会設置条例についてを御覧ください。1、条例制定の理由ですが、個人情報保護法の一部改正に伴い、これまで情報公開条例に規定されていた情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について、統一的に定めるため条例を制定します。2、条例の主な内容ですが、(1)取り扱う事務は、ア、行政文書の開示請求等に係る審査請求に係る諮問に応じること、イ、保有個人情報の開示請求等に係る審査請求に係る諮問に応じること、などの5点となります。そのほか、(2)(3)のとおり、調査審議の手續等について定めています。3、条例の施行日ですが、令和5年4月1日を予定しております。

続きまして、議案第3号ですが、議案説明資料の7ページ、資料4の情報公開条例の一部を改正する条例についてを御覧ください。1、条例改正の理由ですが、個人情報保護法の一部改正に伴い、関係法令及び関係条例との整合性を図るため所要の改正を行います。2、改正の内容ですが、(1)非公開情報の追加、(2)審査会の設置及び調査権限に係る規定の削除、(3)その他所要の規定の整理、でございます。3、条例の施行日ですが、令和5年4月1日を予定しております。

なお、8ページから15ページに、議案第3号の新旧対照表を、また、別冊の議案書の27ページから45ページに、条例案等を掲載しておりますので、併せて御覧ください。説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 (河野 ゆかり君)

議案第1号、第2号及び第3号について、質疑の通告はありませんでしたので、これより討論に入ります。議案第1号について、白井正子議員から討論の通告がありましたので、発言を許可します。

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

横浜の白井正子です。議案第1号についてです。2021年5月制定のデジタル関連法の重要な柱の一つが個人情報保護法の改定で、地方自治体の個人情報保護条例それぞれが設けてきた個人情報保護の規制がデータ流通の支障となるとして、全国的共通ルールに一元化され、2023年4月の改定法施行に間に合わせて、条例の改廃が求められ、本広域連合における条例です。共通ルール化の最大の目的は、自治体に匿名加工情報のオープンデータ化と情報連携・オンライン結合を求めるもので、情報漏えいの歯止めが不十分なまま実施されることは、住民の権利保障に反するもので、本条例案には賛成できません。

○議長（河野 ゆかり君）

以上ですので、議案第1号について討論を終結します。なお、議案第2号及び第3号について、討論の通告はありませんでした。

議案第1号、第2号及び第3号について、これより、順次、採決に入ります。

お諮りいたします。議案第1号について、賛成の皆さまの起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について、賛成の皆さまの起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について、賛成の皆さまの起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例について】

○議長（河野 ゆかり君）

次に、日程第10、議案第4号、神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

谷口事務局長。

○事務局長（谷口 千尋君）

議案第4号について、御説明申し上げます前に、まず、議場配付資料①の21ページを御覧ください。先にお配りしております議案説明資料及び議案書に一部修正がございます。この条例の制定に併せて整備する、一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正案のうち、第8条の2、時間外勤務を命ずる時間の上限の規定については、規則で定めることがより適切であるため、改正案から削除し、議案書を別紙、議案第4号差替えのとおり修正いたします。この場をお借りして、お詫び申し上げます。

それでは、議案説明資料の17ページ、資料5の職員の定年等に関する条例についてを御覧ください。1、条例制定の理由ですが、地方公務員法の一部改正により、地方公務員の定年が引き上

げられることとされました。今回の改正により管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制が導入され、これらについて定める必要が生じたため、条例を制定します。2、条例の主な内容ですが、(1) 定年を2年に1歳ずつ引き上げ、最終的に65歳とすること、(2) 管理監督職の上限年齢を60歳とすること、(3) 60歳以降に退職した職員を定年前再任用短時間勤務職員として任用できること、(4) 附則による、定年の引上げについて関連する条例の所要の規定の整備などがございます。3、条例の施行日ですが、令和5年4月1日を予定しております。

なお、18ページから26ページに、附則により改正した条例の新旧対照表を、また、議案第4号差替えに、条例案等を掲載しておりますので、併せて御覧ください。説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 (河野 ゆかり君)

議案第4号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。お諮りいたします。議案第4号について、賛成の皆さまの起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について】

○議長 (河野 ゆかり君)

次に、日程第11、議案第5号、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

谷口事務局長。

○事務局長 (谷口 千尋君)

議案第5号について、御説明申し上げます。議案説明資料の27ページ、資料6の後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを御覧ください。1、条例改正の理由ですが、低所得者に対する被保険者均等割額に係る5割軽減及び2割軽減の対象世帯について、次年度においても生活水準が変わらなければ引き続き当該軽減措置の対象となるように、国において、法令の一部改正が行われることから、条例を一部改正いたします。2、改正の内容ですが、所得判定基準を改正し、被保険者数に乗ずる金額について、5割軽減は、28万5千円から29万円に、2割軽減は、52万円から53万5千円に改めます。3、条例の施行日ですが、令和5年4月1日を予定しております。

なお、28ページ及び29ページに、条例の新旧対照表を、また、別冊の議案書の61ページ及び62ページに改正条例案等を掲載しておりますので、併せて御覧ください。説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 (河野 ゆかり君)

議案第5号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。お諮りいたします。議案第5号について、賛成の皆さまの起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について、令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について】

○議長（河野 ゆかり君）

次に、日程第12、議案第6号、令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号について及び日程第13、議案第7号、令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についての2件を一括して議題といたします。

事務局に説明を求めます。

谷口事務局長。

○事務局長（谷口 千尋君）

議案第6号及び議案第7号について、令和4年度補正予算として一括して御説明申し上げます。まず、議案第6号ですが、議案説明資料の31ページ、資料7の一般会計補正予算第1号についてを御覧ください。1、補正予算額ですが、6億161万1千円を増額し、予算総額を、47億9,227万9千円とします。次に、2、補正の内容の（1）歳入では、3年度からの繰越額が確定したことに伴う、繰越金を増額し、（2）歳出では、3年度国庫補助金の精算に伴う国への償還金などを増額するとともに、精算後の金額を財政調整基金に積み立てます。

続きまして、議案第7号ですが、議案説明資料の33ページ、資料8の特別会計補正予算第1号についてを御覧ください。1、補正予算額ですが、126億9,130万6千円を増額し、予算総額を、1兆355億7,538万5千円とします。次に、2、補正の内容の（1）歳入では、3年度療養給付費の市町村負担金精算分を減額するほか、3年度からの繰越額が確定したことに伴う、繰越金などを増額し、（2）歳出では、3年度国庫負担金等の精算に伴う国への償還金を増額するとともに、精算後の金額を療養給付費等支払準備基金に積み立てます。別冊の議案書の63ページから89ページに、議案書及び予算書を掲載しておりますので、併せて御確認ください。説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河野 ゆかり君）

議案第6号及び第7号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより順次、採決に入ります。

お諮りいたします。議案第6号について、賛成の皆さまの起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号について、賛成の皆さまの起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【令和5年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、令和5年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について】

○議長（河野 ゆかり君）

次に、日程第14、議案第8号、令和5年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について及び日程第15、議案第9号、令和5年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についての2件を一括して議題といたします。

事務局に説明を求めます。

谷口事務局長。

○事務局長（谷口 千尋君）

議案第8号及び議案第9号について、令和5年度当初予算として一括して御説明申し上げます。まず、議案第8号ですが、議案説明資料の35ページ、資料9の一般会計予算についてを御覧ください。1、予算案の全体概要についてですが、5年度の予算総額は、対前年度比、3億6,963万2千円増の45億6,030万円となっております。次に、2、歳入についてですが、（1）総括表と（2）主な増減要因を、併せて御覧ください。分担金及び負担金は、県内市町村からの共通経費負担金ですが、被保険者数の増加などにより、3億4,254万3千円の増、国庫支出金については、窓口負担2割導入に係る国の特別調整交付金の減などにより、6億3,441万4千円の減、また、財政調整基金からの繰入金については、6億6,150万4千円の増となっております。おめくりいただき、36ページ、3、歳出についてですが、こちらも、（1）総括表と（2）主な増減要因を、併せて御覧ください。資格管理事業費については、被保険者証の一斉更新がないことから、8億7,716万1千円の減、給付関係事業費や医療費適正化事業費の増のほか、電算システム関係費については、国の標準システムのクラウド化に伴い、7億7,565万3千円の増となっております。次に、4、基金の状況ですが、財政調整基金の5年度末の残高見込みは、7億4,886万8千円となっております。次の37ページには、予算案の事業別一覧を掲載しておりますので、御参照ください。

続きまして、議案第9号ですが、議案説明資料の39ページ、資料10の特別会計予算についてを御覧ください。まず、1、予算案の全体概要でございますが、財政運営期間の2年目となる5年度の予算総額は、対前年度比、542億9,783万3千円増の、1兆771億8,191万2千円となっております。次に、2、歳入について、（1）総括表と（2）主な内容と増減を、併せて御覧ください。市町村からの保険料納付金の現年度分については、被保険者数の増加などにより、57億1,029万3千円の増、収納率は99.49パーセントを見込んでおります。また、歳出の療養給付費等の増額に伴い、市町村の負担金のほか、国・県支出金、支払基金交付金等について、それぞれ記載のとおり増額しております。おめくりいただき、40ページ、3、歳出についてですが、こちらも、（1）総括表と（2）主な内容と増減を、併せて御覧ください。保険給付費の、療養給付費等については、被保険者数の増加などにより、529億1,450万6千円の増、審査支払手数料は、単価の増額等により、1億8,947万7千円の増、保健事業費については、一体的実施事業の実施市町村の増加などにより、8億2,395万円の増となっております。

なお、参考に記載のとおり、5年度の被保険者数は4.9パーセント増の約129万8千人、一人当たり医療費は、0.7パーセント増の約89万4千円を見込んでおります。続いて、4、基金の状況ですが、療養給付費等支払準備基金の5年度末の残高見込みは、75億8,967万8千円、保健事業等支援基金の5年度末の残高見込みは、17億7,585万6千円となっております。別冊の議案書の91ページから138ページに、議案書及び予算書を掲載しておりますので、併せて御確認ください。説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河野 ゆかり君）

これより質疑に入ります。議場配付資料①、18ページの議案関連質問発言通告表のとおり、議案第8号については質疑の通告はありませんでしたが、議案第9号について、白井正子議員から通告がありましたので、発言を許可します。

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

横浜の白井正子です。

財政運営期間の2年目となる2023年度特別会計予算について、反対の立場で質問します。保険料については、これまで、年間の一人当たり平均保険料は2020・21年度が9万6,252円、2022・23年度は9万4,637円です。特別会計剰余金160億円を活用して引き下げましたが、全国2番目の高さです。東京都は健康診査補助金を負担し、区市町村は審査支払手数料分、葬祭費分、保険料未収金補てん分を負担するという、独自の対策で保険料を抑制しています。その上、区市町村の負担により、所得の低い方の所得割額の軽減を広域連合独自に進めているように、本連合でも、保険料の更なる引き下げのために、財政安定化基金の活用など、あらゆる手立てを講ずる必要がありました。ひとつは、2023年度は、2024年度・25年度の保険料算定の年となることについてです。保険料設定の仕組みについては、現行は、医療給付費の負担割合は、高齢世代が約1割、現役世代が約4割、公費が約5割とされており、高齢世代の負担割合は後期高齢者負担率により定めています。制度発足時の平成20年度は10パーセントで、2年ごとに、現役世代の人口減少による現役世代一人当たりの負担の増加分を高齢者と現役世代で折半し設定する仕組みです。2022・23年度は11.72パーセントまで上がっています。今回、全世代型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案では、保険料負担増の仕組みが導入されようとしています。現役世代一人当たりの支援金増を抑制するためとして、後期高齢者保険料負担割合、高齢者負担率を引き上げていく仕組みで、国の試算では2024年度の一人当たり保険料への影響は、年間4千円の引き上げとしています。それに加えて、2023年度より、出産育児一時金が42万円から50万円に8万円引き上げられることとなり、その財源として、2024年度より、出産育児一時金を後期高齢者も含めた全世代で支え合う仕組みが導入されようとしています。8万円引き上げの所要金額は、試算では、2024年度ベースで、630億円、そのうち、130億円が後期高齢者医療制度からの拠出で、一人当たり年600円の引き上げとされています。

そこで、高齢者負担割合の引き上げ、出産育児一時金への拠出などの法改定により2024年度・25年度に保険料引上げとなる所得基準ごとの対象者数とその割合について、国の推計値と本広域連合の推計値はどうか、伺います。

次に、こうして保険料引上げの要因ばかりが目立ちますから、東京都など他の自治体のように、神奈川県や県内市町村に財源拠出の協力を得る、剰余金の最大限の活用、財政安定化基金の活用等で保険料を極力引き下げる努力をすべきと思いますが、見解を伺います。

○議長（河野 ゆかり君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

上地広域連合長。

○広域連合長（上地 克明君）

まず、令和6・7年度に保険料引き上げとなる所得基準ごとの対象者数とその割合について、回答いたします。令和4年12月の国の推計によりますと、今回の法改正で、保険料が増加するのは、所得割を負担する方で、被保険者の約40パーセントを占めます。これは、年金収入のみの場合、153万円を超える年収の方に当たります。そのうち収入額が153万円を超え、211万円以下の方については、激変緩和措置として、所得割を2年かけて段階的に引き上げます。この対象者は約240万人で、被保険者全体の約12パーセントに当たります。当広域連合においては、国と同様の推計は行うことができませんが、令和3年度の後期高齢者医療制度被保険者実態調査によると、所得割額を負担された方は、約65万人で、全体の約55パーセントに当たります。

次に、保険料抑制のための、県、市町村の協力、剰余金、財政安定化基金の活用について、回答いたします。保険料の負担増を緩和するため、これまでも特別会計剰余金を活用してきており、今後も活用していく予定です。県や市町村に対して、当広域連合への更なる財政支援を求めることは、県民の皆さまの新たな負担につながることから、困難であるものと考えております。財政安定化基金については、保険料率算定に向けて、県と協議の上、被保険者にとって有益な活用方法を検討してまいります。今後も医療費の増加が見込まれる状況にあり、当広域連合といたしましても、保険料の増加抑制や医療費適正化、保健事業の推進に引き続き努めてまいります。負担能力に応じて高齢者に一定の御負担をお願いすることは、やむを得ないものと考えております。

○議長（河野 ゆかり君）

よろしいでしょうか。

これより討論に入ります。議案第8号について、白井正子議員から討論の通告がありましたので、発言を許可します。

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

横浜の白井正子です。

県内の33市町村全てから支援金や拠出金が出されていますから、全市町村から審議に加われるよう議員定数を現行の20人から増やし、また、発言時間一人1日15分という制限も改善すべきです。毎回の定例会議会運営委員会で議会運営の改善のため継続審議を承認されているのに、改善策として1回も議論されておられません。マイナンバーの運用自体に賛成できないことから、賛成できません。

○議長（河野 ゆかり君）

以上ですので、議案第8号について討論を終結します。なお、議案第9号について、討論の通告はありませんでした。

これより、順次、採決に入ります。お諮りいたします。まず、議案第8号について、賛成の皆さまの起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号について、賛成の皆さまの起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【訴えの提起について】

○議長（河野 ゆかり君）

次に、日程第16、議案第10号、訴えの提起についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

谷口事務局長。

○事務局長（谷口 千尋君）

議案第10号について、御説明申し上げます。議案説明資料の41ページ、資料11の訴えの提起についてを御覧ください。1、趣旨ですが、損害賠償金請求に係る訴えの提起をすることについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。2、訴えを提起する理由ですが、第三者行為による損害賠償請求権に基づき、相手方に求償したところ、症状固定後の保険給付分は事故

との因果関係がないと主張して請求に応じないため、訴えによりその支払いを求めるものでございます。3、訴えの提起の概要ですが、相手方は、東京都在住の個人です。事件の要旨は、(1)から(3)ですが、平成30年10月に発生した自転車で走行中の被保険者と普通乗用車の接触事故に関して、相手方に対する損害賠償請求権を広域連合が代位取得しましたが、相手方が損害賠償金の支払いに応じないため、東京地方裁判所に訴えを提起するものでございます。請求の趣旨は、(1)損害賠償金2,022万3,200円の支払い、(2)遅延損害金の支払い、並びに(3)訴訟費用の負担、3点を相手方に求めるものです。

訴訟遂行の方針ですが、(1)判決の結果必要があるときは上訴し、(2)必要があるときは、適当と認める条件で和解することができるものとします。

なお、別冊の議案書の139ページ及び140ページに、議案書等を掲載しておりますので、併せて御確認ください。説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河野 ゆかり君）

議案第10号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。お諮りいたします。議案第10号について、賛成の皆さまの起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について】

○議長（河野 ゆかり君）

次に、日程第17、選挙第1号、神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。選挙管理委員の選挙は、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約第15条第3項及び地方自治法第292条の規定において準用する同法第182条第2項の規定により、行うものでございます。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第292条の規定において準用する同法第118条第2項の規定による指名推選とし、補充員につきましては、その順序を付して私から指名いたしたいと思っております。これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、私から指名いたします。お手元に配付いたしました、議場配付資料①の23ページ、選挙管理委員会の委員・補充員名簿のとおり、それぞれ指名いたします。ただいま指名いたしました方々を当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が当選されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて】

○議長（河野 ゆかり君）

次に、日程第18、同意第1号、神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

谷口事務局長。

○事務局長（谷口 千尋君）

同意第1号について、提案理由を御説明申し上げます。議場配付資料①の25ページを御覧ください。識見を有する者から選任している、監査委員の任期満了に伴い、松井宣之氏を監査委員に選任いたしたく、御提案申し上げます。

松井氏の略歴は、26ページの履歴書のとおりでございます。会計事務所を開業し御活躍されており、人格高潔で、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、優れた識見を有する方であり、監査委員の適任者と存じます。説明は以上でございます。選任について、議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河野 ゆかり君）

同意第1号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。

お諮りいたします。同意第1号について、賛成の皆さまの起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は同意することに決定しました。

【陳情第1号】

○議長（河野 ゆかり君）

次に、日程第19、陳情第1号、2割負担に引き上げられた後期高齢者医療費の窓口負担を直ちに1割負担に戻すことを求める意見書提出の陳情について、議題といたします。議場配付資料①の27ページを御覧ください。本件につきましては、慎重な審査が必要であるため、会議規則第136条及び第141条の規定により、議会運営委員会に付託いたします。

この際、付託案件審査のため、暫時休憩いたします。

午後3時37分 休憩

午後3時55分 再開

【委員長報告（陳情第1号）】

○議長（河野 ゆかり君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第19、陳情第1号について、議会運営委員会へ付託いたしましたので、委員長より報告を求めます。

寺田弘子議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（寺田 弘子君）

ただいま議題となりました陳情第1号について、議会運営委員会における審査の結果を、御報告申し上げます。

議場配付資料②の1ページを御覧ください。委員会にて審査のうえ採決を行いましたところ、不採択とすべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（河野 ゆかり君）

ありがとうございました。

ただいま議会運営委員会委員長より、議会運営委員会における審査の結果について報告がありましたが、本件については白井正子議員から討論の通告がありましたので、発言を許可します。

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

陳情は神奈川民医連及び神奈川県保険医協会のアンケートによれば、負担感が重くのしかかり、受診を控えるという深刻な影響が出ており、コロナ禍や物価高騰が続き、ただでさえ高齢者の受診控えとなっている中、2割化の負担増が追い打ちをかけているとしています。2008年4月から2014年3月まで70歳から74歳の医療費窓口負担が2割化に引き上げられた際に指定公費負担医療制度などの予算措置をとり、2割化を凍結させた経験が示され、先進国では、医療費の窓口負担は無料が当たり前としています。趣旨に沿った採択を求めます。

○議長（河野 ゆかり君）

以上で討論を終結します。

これより、採決に入ります。

陳情第1号について、議会運営委員会より、不採択とすべきとの審査結果の報告がありましたが、報告のとおり、不採択とすることに、賛成の皆さまの起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は不採択とすることに決定しました。

【閉会中継続審査】

○議長（河野 ゆかり君）

次に、閉会中継続審査について、議題といたします。議場配付資料②の3ページから5ページを御覧ください。ただいま議会運営委員会から、議会運営等について、閉会中継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

この際、本件を日程に追加し、議題としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。本件につきまして、議会運営委員会申し出のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は議会運営委員会申し出のとおりとすることに決定いたしました。

【議決事件の字句及び数字等の整理】

○議長（河野 ゆかり君）

この際、お諮りいたします。本定例会の議決の結果、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に御一任願いたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、本定例会における議決事件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

【閉会の挨拶】

○議長（河野 ゆかり君）

最後に、広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。

上地広域連合長。

○広域連合長（上地 克明君）

本日は、選挙前の貴重なお時間、多数の議案を御審議いただきましたことに厚く御礼申し上げます。議員の皆さまにおかれましては、本日が広域連合議員としての任期中、最後の定例会となるかと思えます。この間の多大なる御尽力に、心から感謝申し上げます。今後とも、後期高齢者医療制度への、御理解、御協力を賜りますよう、どうぞよろしく願いいたします。そして、この度、各市、各町において、改選を迎えられる議員の皆さまにおかれましては、遺憾なく、存分に戦い抜かれますよう、御健闘を心からお祈り申し上げたいと思えます。改めまして、本日は、お忙しい中、皆さまには御出席いただき、誠にありがとうございました。以上を持ちまして、私からの、本定例会の閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（河野 ゆかり君）

これをもちまして、令和5年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。長時間にわたり御協力いただき、ありがとうございました。

午後4時3分 閉会

○議決結果

議案	件名	結果
議員提出 議案第1号	神奈川県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例について	可決
議案第1号	神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例について	可決
議案第2号	神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例について	可決
議案第3号	神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について	可決
議案第4号	神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例について	可決
議案第5号	神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第6号	令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について	可決
議案第7号	令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	可決
議案第8号	令和5年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	可決
議案第9号	令和5年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について	可決
議案第10号	訴えの提起について	可決
選挙第1号	神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	当選
同意第1号	神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて	同意
陳情第1号	2割負担に引き上げられた後期高齢者医療費の窓口負担を直ちに1割負担に戻すことを求める意見書提出の陳情	不採択

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議 長 河野 ゆかり

議 員 末永 直

同 有賀 正義